

辺地共聴施設整備事業の概要

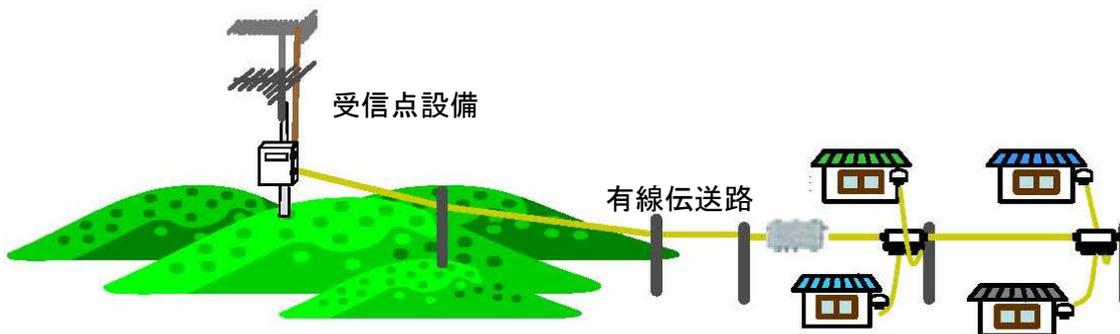
地上デジタル放送を受信するため、山間地等地理的条件による地上アナログ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を改修する場合、又は地上アナログ放送は受信できるが地理的条件により地上デジタル放送が視聴できない地域（新たな難視地域）において共聴施設を新設する場合、当該事業を行う市町村又は共聴組合に対して国がその整備費用の一部を補助。

1 事業スキーム

- (1) 事業主体 市町村または辺地共聴施設の設置者
- (2) 対象地域 地理的条件により地上デジタル放送の視聴が困難な地域
- (3) 対象施設
 - ・有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等（改修又は新設）
（注：有線共聴施設は、1世帯当たり3万5千円を超える場合が対象）
 - ・無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費（改修又は新設）
- (4) 補助率
 - ・既設の共聴施設を改修する場合：1/2
 - ・新たな難視地域において共聴施設を新設する場合：2/3

2 イメージ図

(1) 有線共聴施設



(2) 無線共聴施設

